

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人ゆいのもり福祉協会

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ① 利用者一人ひとりにも様々な疾病および障害特性があり、職員全員がその特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
- ② 「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

2. 身体拘束に該当すると考えられている行為

- ① 椅子やベッド等に縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、自分の意思で開ける事の出来ない居室等に隔離する
- ⑥ 送迎車内で、シートベルトを装着する際、安全確保の為カラビナ等を使用する

<身体拘束の具体例>

- (ア) 自傷、他傷行為があった時に、その行動を抑制する場合
- (イ) 活動時にパニック・発作等で身体を抑える場合
- (ウ) 食事、排尿、排泄介助時に身体を抑える場合
- (エ) 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等で身体を抑える場合
- (オ) クールダウンの為に、閉鎖した部屋で対応する場合
- (カ) 被服や身の回りの物を着脱する時に、身体を抑える場合
- (キ) 送迎車内でのカラビナ使用の場合

3. 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

- ・切迫性…利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的であること

4. 身体拘束等適正化に向けた組織体制

身体拘束の廃止に向けて、虐待防止委員会内に身体拘束等適正化委員会を設置する。

- ① 設置目的
 - ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
 - ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
 - ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ② 身体拘束等等適正化委員会の開催
- 委員会は2ヶ月に1回、法人単位で虐待防止委員会と一体的に開催し、必要に応じてその都度開催する。実施した内容はそれぞれの委員会ごとに記録をする。
- ③ 身体拘束等適正化委員会の構成メンバー
- 委員会は、理事長、各所のサービス管理責任者等で構成する。
- ④ 身体拘束等適正化のための職員研修
- 職員研修は、虐待防止研修と一体的に実施し、実施した内容はそれぞれの研修ごとに記録をする（法人単位または各事業所）。
- ⑤ 委員会・研修の報告
- 委員会や研修の記録は、会議または議事録の回覧等により全ての職員に周知する。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束等は行わないことが原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に行う3つ要件（切迫性・非代替性・一時）を満たした上で以下の対応を行う。

(ア) 身体拘束等適正化委員会で事例について協議

事例に関して、上記の3つの要件を満たしているのかを確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間について協議する。

(イ) 利用者本人及び家族等に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族又は、後見人等に連絡し、承諾を得る。連絡が取れない場合は、身体拘束実施後、家族又は、後見人等に説明し、承諾を得る。

(ウ) 記録と再検討

身体拘束を行った場合、すべて記録として残す。実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は、再度家族及び後見人等に継続の理由などを説明し、承諾を得る。

(エ) 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、家族、後見人等に解除の理由などを説明し、承諾を得る。

(オ) 行政等への相談・報告・連携

利用者支援において、身体拘束に係る問題は事業所のみで抱え込まず、当該利用者の相談支援事業所や担当保健師、行政等に相談・報告を行い、関係機関と連携して様々な視点からアドバイスや情報を得る。

6. 当該指針の閲覧について

当該指針は、各事業所に備えるとともに、ホームページに公表し、利用者、家族、職員が自由に閲覧できるようにする。

<附則>

この指針は、2023(令和5)年2月6日から施行する

この指針は、2025(令和7)年12月8日から施行する